

1.本規約の目的

本規約は、株式会社マルアイ（以下「当社」という）が発行するマイカに付帯するポイントサービス（以下「マイカポイント」という）について規定するものであり、会員がマイカポイントを利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。なお、マイカポイントに付帯、または、関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて別に定める規約が適用されるものとします。

2.ポイントの加算

- (1) 当社対象店舗においてレジにて精算の際、マイカを提示した場合は、1 回のお買い上げ金額 200 円（税抜）につき 1 ポイントが加算されます。
- (2) レジにて精算の際、電子マネー（以下「マイカ Pay」という）を利用した支払時には、1 回のお買い上げ金額 200 円（税抜）につき 1 ポイントが加算されます。
- (3) ポイント残高は、レジ精算時のレシートに記載されます。
- (4) マイカの提示がない場合は、ポイントの加算を行わないものとします。
- (5) 一部ポイント加算の対象とならない商品があります。（商品券、たばこ、図書カード、プリペイドカード、ギフト券、JR 券、切手、印紙等の金券類、送料など当社が指定する商品）
- (6) お買い上げ金額の内、「お買物券」「金券類」等ご利用金額分は、ポイント加算対象外となります。
- (7) クレジットカード、QR・バーコード決済によるお買上げについては、ポイント加算の対象外とさせていただきます。但し、当社が別途指定する商品のお買上げ、サービスの利用、企画実施によりポイント加算を行う場合があります。

3.ポイントの利用

- (1) 累積されたポイント 500 ポイントにつき、マイカ Pay 500円を翌日以降チャージします。マイカ Pay の利用については当社、電子マネーサービス規約に倣います。
- (2) ポイントはいかなる場合も、現金に換金できないものとします。

4.「お買物券」

- (1) 「お買物券」の有効期限は、発行後 60 日といたします。
- (2) 「お買物券」をご利用の際は、釣銭はお渡しできません。また、換金もできません。
- (3) 「お買物券」が破損・擦損・焼損・劣化等で、券面の印刷表示が認識できない場合は、当該「お買物券」は無効となるものとします。

5.カード再発行時のポイント

会員がマイカの規約に基づき、カードを再発行した場合は、ポイントは再発行されたカードに引き継がれるものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、第三者にポイント残高を使用された場合など、当社所定の方法にて確認できなかったポイントについては、当社は一切の責任を負わないものとします。

6.権利の喪失

会員がマイカの規約に基づき会員資格を喪失した場合、本規約における会員の権利も、会員資格喪失と同時に喪失するものとします。

7.権利の譲渡などの禁止

会員は、本規約に関する権利を他人に貸与、譲渡または担保提供、または相続させることはできないものとします。

8.ポイントの有効期限

ポイントの最終加算日から 1 年間、1 度もお買い上げによるポイントの加算がない場合、累積されたポイントは自動的に無効となるものとします。

9.ポイントおよび本規約の変更

当社は、当社所定の方法により、会員に対して事前に変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がマイカポイントを利用した時、または告知以後異議なく 1 ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。